

# 企業事例5

～従業員・会社双方が幸せになる  
仕事と生活を調和させる施策と運用環境づくり～

## ◆会社概要◆

本社 秋田県  
創業 昭和63年  
従業員数 35名  
事業内容 プレス金型設計、製作及びプレス加工

## 1. 取組みの経緯

同社では“どうせ働くなら楽しく働きたい”ということで、前向きに働くことができるスタイルを追求している。

多くの企業で、従業員のやる気を高める人事施策が導入されているが、同社では「家族との時間の確保」と「育児しやすい環境づくり」がそれに当たると考えていた。しかし、実態としては、家族との時間を重要視しているにも関わらず、これらをなかなか実行できない傾向があった。

さらに、同社社長が、従業員を支援して働きやすい環境づくりをしていきたいと考えていることも導入の大きな要因であった。

また、優秀な人材を採用することが難しい労働市場ということもあり、いったん育成した従業員が育児や介護を理由に退職するのを避け、優秀な人材の定着を図りたいという理由もあった。

## 2. 取組みの状況

同社の仕事と生活の調和に関する施策

同社の仕事と生活の調和に関する施策

導入年	導入された制度
平成6	育児休業制度、介護休業制度
平成12	社内託児所設立
平成13	育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、特別休暇制度*（妊婦特別有給休暇制度、配偶者特別有給休暇制度、看護休暇制度）

は、大きく分けると育児・介護のための休業、社内託児所、短時間勤務とその他の柔軟な休暇制度となっている。

育児休業制度、介護休業制度は平成6年に導入されている。現在、育児休業制度は3歳の誕生日の前日まで取得することが可能となっている。介護休業制度は、期間は93日で取得回数に制限はない。

また、社内託児所は平成12年に設立されている。保育時間は8時～19時までとなっており、保育士が常時2人勤めている。保育料金は無料（会社負担）としている。

その他の制度としては、「育児短時間勤務」、「介護短時間勤務」が平成13年に導入されている。同年にあわせて特別休暇制度として、「妊婦特別有給制度」、「配偶者特別有給制度」、「看護休暇制

度」も導入されている。

なお、育児休業制度は、平成13年に「子ども満3歳到達の前日まで」に期間が延長された。当初は「満1歳まで」であったが、社内託児所設置のため、産休後すぐに働かなければならないという雰囲気が出まれることを懸念した結果である。

また、育児・介護ともに、休業期間中には情報提供、復帰後に職場復帰直後講習を実施している。

制度の利用実績（平成15年度）

制度	対象者数	利用者数（利用率）
育児休暇制度（女性）	1人	1人（100%）
妊婦特別有給休暇制度	1人	1人（100%）
配偶者特別有給休暇制度	2人	2人（100%）
看護休暇制度	16人	16人（100%）
社内託児所	14人	12人（85%）

制度運用のうえでは、「休みやすい環境づくり」が一番重要だと同社では考えている。例えば、「子供が熱を出した」という電話が従業員に入れば、周囲から早退するように促すような雰囲気が必要である。その雰囲気づくりのためには、従業員間の意識を変える仕組みが不可欠となる。そこで同社では、社長自らが「家族優先」と常日頃から言い続けている。

また、一人ひとりが多能工で、突然の欠員を埋められることも重要である。そのために行う工程間の人事ローテーションにより、相手の仕事の大変さも分かるようになり、コミュニケーションが深化

し、充実する。これも「休みやすい環境づくり」の一要因となっている。

## 3. 取組みの効果

従業員のモラルやモチベーションの向上があげられる。

例えば、託児所を作った平成12年前後の不良率は1000ppmである。平成15年度の目標は50ppmで、平成15年12月の不良率は3ppmである。また、この期間にISO9001やISO14001も取得している。

これらの成果は、従業員一人ひとりが一生懸命仕事に取り組まないと出てこない結果である。

## 4. 今後の課題

同社では、教育とローテーションで多能工化を進めているため、休暇・休業があった場合でも現在のところはフォローできている。しかし、特定のスペシャリストにしかできない仕事もあり、そのような仕事に就いている人が休暇・休業を取得すると、その仕事に関してはカバーできなくなる可能性があることを課題としている。

さらに、より柔軟な働き方を実現するため、フレックスタイム制活用を考えている。加えて、社員の年齢があがるにつれ、育児から介護に問題がシフトするはずなので、それに答えられるような企業になりたいと考えている。

\*妊婦特別有給休暇は、通院のため5日間（40時間）の有給休暇を付与する。配偶者特別有給制度は、出産時2日の有給休暇に加え、子1人につき5日間（40時間）の有給休暇を付与する。看護休暇制度は、小学校就学前の子1人につき5日間（40時間）。全て1時間単位で取得可能である。